

## スタートアップ助成金交付基準

平成 21 年 9 月 9 日市民まちづくり局長決裁

### 1 助成金審査基準

	項目	説明	評価のポイント
①	市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民ニーズを反映させた内容になっている。</li> <li>○ 事業内容が独断的になっているなどの偏りが無い。</li> </ul>
②	効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の効果が不特定多数に波及するものになっている。</li> <li>○ 多くの市民が関わり、参加できる仕組みがある。</li> <li>○ 事業実施により具体的な効果が期待できるものである。</li> </ul>
③	実現可能性	立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画に具体性、現実性がある。</li> <li>○ 収支計画に無理がなく、不必要な経費の支出がない。</li> <li>○ 事業を適切に実施できる体制が整っている。</li> </ul>
④	発展性	スタートアップ助成を受けることにより、事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。</li> <li>○ 今後、他の活動団体の見本となる重要な取組に発展していく可能性がある。</li> <li>○ 問題提起やまちづくりに向けた提案が含まれ、地域課題解決につながる可能性がある。</li> </ul>

### 2 審査における採点・寄附金配分方法

○採点及び助成決定について

評価内容	大いに認められる	認められる	やや認められる	認められない
評 点	4	3	2	1

全 4 項目×4 点＝16 点満点/1 人 ⇒ 16 点×5 人＝80 点満点

- ① 上述の助成審査基準に基づき採点を行う。48 点以下は助成対象外。
- ② 点数順に上位から並べたあと、助成枠等を勘案して助成決定する。
- ③ 交付決定した各団体の点数と事業内容を勘案し、助成額を調整の上、交付することができる。

（注） 上述の寄附金配分方法における基準点（以下「基準点」という。）は、審査部会委員 5 人によることを想定しているが、止むを得ない事由により、委員が審査を行うことができない場合、基準点を、審査を行う委員の人数に比例した点数に変更し行うものとする。